指 定 管 理 者 制 度 の 概 要

1　指定管理者制度の概要

公の施設の管理方式

【従来】
・管理委託方式
・直営方式

地方自治法の一部改正
（H15.6.13 公布、15.9.2 施行）
〈目的〉
・民間の能力やノウハウを活用し、住民サービスの向上、経費の節減を図る。

【改正後】（H18～）
・指定管理者方式
・直営方式

制度の特徴

・設置者たる地方公共団体との**契約に基づき、具体的な管理**の事務事業を行う。
・施設の管理権限、責任は、設置者たる地方公共団体が有する。
・施設の利用許可処分は委託できない。
・**管理受託者**は、公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人に**限定**。

⇕

・施設の管理に関する**権限を指定管理者に委任**して行わせる。
・指定管理者は行政処分に該当する**利用許可も行う**ことができる。
・**指定管理者**の範囲については特段の**制約を設けない**。
・**条例で指定の手続き等を定め**、それに基づき指定管理者を選定のうえ、**議会の議決を経て指定**する。
・設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使自体は行わない。
・設置者たる**地方公共団体**は、指定管理者に対する**指示や指定の取り消し**を行うことができる。
・個別の法律によって施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度をとることができない。
（学校教育法など）

指定管理者制度の概要

1　指定管理者について（法§244 の 2 －3）
・**民間事業者**等が幅広く参入できる。
・対象は、**法人その他の団体**である。個人を指定することはできない。
・施設の**利用許可**を行わせることができる。
・指定に当たって、**議会の議決**が必要である。

2　条例で規定すべき事項（法§244 の 2－4）
①指定管理者の「指定の手続」
・申請方法、選定基準等を定める。
②指定管理者が行う「管理の基準」
・住民が施設を利用するに当たっての基本的な条件を定める。
・施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定める。
③指定管理者が行う「業務の範囲」
・指定管理者が行う管理の業務について、具体的な範囲を規定する。
④利用料金（法§244 の 2－8,9）
・利用料金制をとることができる。
・ 利用料金は条例の定めるところにより、指定管理者が定める。
※①は H17.2 議会で制定した公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例で規定し、②～④は制度を導入することとした各公の施設の設置条例を同議会で改訂して規定したところであり、今後順次その他の設置条例を改正する。

3　適正な管理の確保（法§244 の 2－7）
①事業報告書の提出
・指定管理者は、毎年度終了後に「事業報告書」を提出しなければならない。
②県による調査及び監査委員等による監査
・県は公の施設の管理に係る調査等、県の監査委員・包括外部監査委員はその出納関連事務の監査を行なうことができる。
③個人情報の保護
・指定管理者が施設の管理を通じて取得した個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずること。

具体的な内容・留意事項

◇指定管理者が行うことができない権限
・使用料の強制徴収
・不服申立てに対する決定
・行政財産の目的外使用許可
◇議会の議決事項
・指定管理者に管理させる公の施設の名称
・指定管理者となる団体の名称
・指定の期間

◇選定基準
・複数の申請者から事業計画書を提出
・住民の平等利用が確保されること。
・事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
◇管理基準
・休館日、開館時間
・利用制限の要件等
・個人情報の取り扱い等
◇業務範囲
・利用許可を含めるどうか明示すること。
・施設の維持管理の範囲を設定すること。
◇細目的事項
・委託費の額等の細目は、指定管理者との間で協議し、協定を締結する。

◇事業報告書の記載内容
・管理業務の実施状況
・施設の利用状況
・料金収入の実績
・管理経費等の収支状況
・その他管理の実態把握に必要な事項
◇個別業務の委託
・指定管理者が清掃等の個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えない。
◇個人情報保護条例
・条例に、個人情報の保護に関し必要な事項を、指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定することが望ましい。